

平成26年度

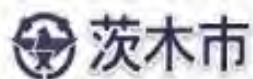
茨木市

産学連携スタートアップ支援事業補助金

募 集 要 領

【募集期間】

平成26年5月1日（木）～6月13日（金）



茨木市 産業環境部 商工労政課

1 制度の概要

市内事業者の技術開発力の向上や製品の高付加価値化をはかるため、産学連携による新技術や新製品・新サービスの研究開発等に必要な経費の一部を補助金として交付します。

本補助金の交付を受けるためには、事業内容等について、書類審査と審査会におけるプレゼンテーションによる審査を受け、決定を受ける必要があります。

2 補助対象事業

(1) 事業の要件

大学等の知的財産（技術、データ、分析、調査、アイデア、デザイン、提案等）を活用するなど、大学との連携により実施する地域産業の振興に資すると認められる事業のうち、以下に該当する事業

- ・新製品、新技術及び新サービスの研究開発にかかる事業
- ・業務改善、販路拡大、その他中小企業者の経営革新につながる事業
- ・その他地域経済の振興に寄与すると認められる新製品、新技術及び新サービスに係る事業

ただし、上記の事業であっても次のいずれかに該当する場合は、補助対象とはなりません。

- ・交付決定までに既に研究開発事業を開始しているとき
- ・平成 27 年 3 月末までに完了しない事業
- ・研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき
(※大部分とは、外部委託費が補助対象経費の 50%以上あるとき)

3 補助対象者

市内に事業所又は研究所を有する中小企業者等及び中小企業団体で、以下、(1)～(3)の条件にすべて該当する者。(ただし、それ以外の事業者も補助対象者となる可能性があります)

- (1) 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 当該年度において、この要綱による補助金の交付を受けていない者

※中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する①中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律

第 185 号) 第 3 条第 1 項各号に掲げる②中小企業団体をいう。

①中小企業者：下表の「資本金の額または出資の総額」と「従業員数」のいずれかに該当する会社と個人

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下のものは除きます）	3 億円以下又は 3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下又は 1 0 0 人以下
サービス業	5 0 0 0 万円以下又は 1 0 0 人以下
小売業	5 0 0 0 万円以下又は 5 0 人以下

②中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

※大学等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に規定する大学、同法第 99 条に第 1 項に規定する大学院及び同法第 108 条第 2 項に規定する短期大学のうち、本市に所在するもの及び本市と連携についての協定を締結しているものをいう。（※以下、対象大学との連携事業に限定されます）

（対象大学一覧）

産官学：立命館大、大阪成蹊大・短大、梅花女子大、追手門学院大

官 学：大阪大、龍谷大

市 内：藍野大学・短大、大阪行岡医療大学、大阪保健医療大学

4 補助金の額及び補助率

補助金の額は、5 0 0 万円を限度とします。

補助率は、補助対象経費の合計の 2 分の 1 以内です。（予算の範囲内）

予算総額 6 0 0 万円

※国、大阪府その他公共団体の補助金等を受ける場合は、その額を補助対象経費から控除するものとする。

※申請いただいた助成金交付希望額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定させていただく場合があります。

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、交付決定を受けた日以降に支出した経費であって、当該年

度の3月末までに支払いが完了する経費で、下記に掲げるもの（ただし、経費に含まれる消費税、地方消費税、源泉所得税その他の租税相当額は除く。）とする。

- ①大学等との連携に伴い必要となる大学等に支払う経費
- ②原材料費及び副資材の購入費
- ③機械装置又は工具器具の借上料
- ④設計、加工、検査、分析、調査等に係る外部委託費
- ⑤その他市長が特に認める経費
（会場使用料、資料購入費、通信運搬費等で、研究開発に伴う諸経費）

(2) 補助対象外の経費

- ①直接人件費、振込手数料、旅費、飲食に関する費用。
- ②補助事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は認められない。
 - ・実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ・本市が適当でないと判断した経費
- ③その他補助事業の実施に関係のない経費

6 事業実施期間

交付決定日から平成27年3月末までの期間
（※この期間内に研究開発を完了させてください）

7 選考方法

審査会において、応募いただいた事業計画について、提案者によるプレゼンテーションを行っていただきます。提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、技術面、事業の運営体制、実現性、事業金額及び費用積算の妥当性等を中心に審査を行い、その審査会からの意見を参考に市長が可否を決定します。

【審査基準】

審査項目	観点
①事業内容	事業の背景と課題、目標、新規性・優位性、市場性、産学連携性など
②事業計画	事業の具体性・現実性、プロジェクトの管理体制、スケジュールの妥当性、事業費用の妥当性
③波及効果	知名度や話題性など市の産業振興や地域経済の活性化につながるか
④財務状況	事業主体の財務の健全性

◆審査会

平成26年6月末頃実施予定

◆結果

審査結果はすべての応募者に対して文書で通知します。

8 交付決定の取消し等

(1) 不正行為に対する措置

① 補助金の不適正な使用等に対する措置

補助金を他の用途に使用したり、不正な手段を用いて補助金を受給するなど、本補助金の趣旨に反する不正行為を行った研究社等（共謀行為を行った研究者等を含む）については、今後、本補助金への申請及び参加を制限するとともに、当該研究者が使用した補助金の返還を求める。

② 研究活動の不正行為に対する措置

本研究課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合、補助金の全部又は一部の返還を求め、今後、本補助金への申請及び参加を制限する。

9 研究成果等の報告

① 交付決定を受けた事業者は、補助事業が終了したときは、終了後1カ月以内に必要書類を添えて報告を行うこと。（報告期限は平成27年3月末日）

【提出書類】

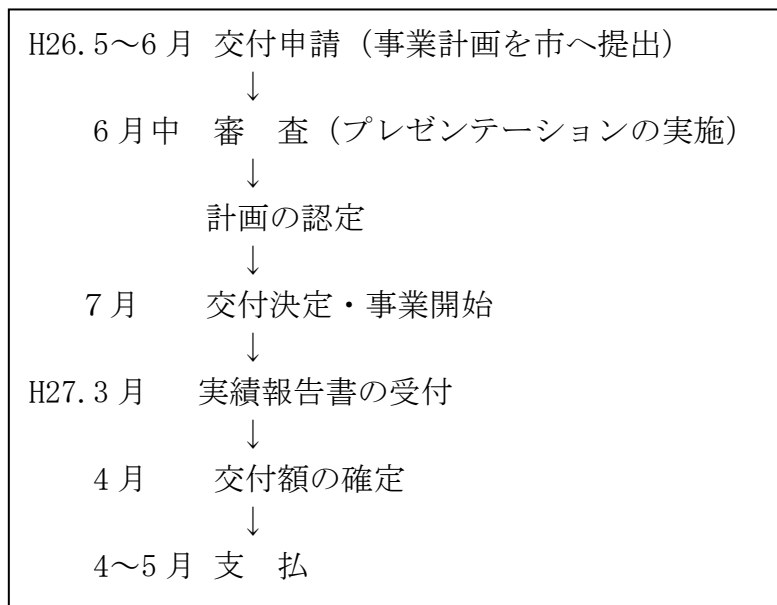
- ・実績報告書
- ・事業報告書
- ・支払を証する書類の写し
- ・大学等との連携事業であることを証する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

② 報告された内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により補助事業者に通知します。

10 請求

補助金確定通知書を受けた者は、指定の請求書に納付すべき市税が当該請求日までに納付されていることを証する書面（市税完納証明書）を添えて市長に提出すること。

11 事業実施のスケジュール



12 応募方法

- (1) 公募期間 平成26年5月1日（木）～6月13日（金）
午前8時45分～午後5時15分まで
（※土・日・祝日を除く）

(2) 提出書類・提出方法

以下の書類を、正本1部、写し6部、合計7部作成の上、それぞれ①～⑩の順に並べ、原則A4サイズに統一、クリップ留めし、茨木市 産業環境部 商工労政課（茨木市役所 本館 7階）まで、直接持参によりご提出ください。

- ①茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ定める書類
 - ア 個人 住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し
（※開業・廃業等届出書の写しがない場合は前年の確定申告書の写し）
 - イ 法人 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し
- ④決算関係書類の写し（直近1年度分）
- ⑤企業概要の分かる資料
- ⑥大学等との連携事業であることがわかる書類
- ⑦茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）
第3に定める誓約書

- ⑧借用する機械装置及び工具機器の概要の分かる資料及び見積書の写し
- ⑨外注に要する費用の見積書の写し
- ⑩その他市長が必要と認める書類

13 相談・問合せ

茨木市 産業環境部 商工労政課 企業支援係
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072-620-1620 ファックス072-627-0289
メールアドレス kigyousien@city.ibaraki.lg.jp

14 事業の公表

本補助金の交付を受けた事業については、当該事業を実施する事業者名及び連携する大学等の名称、当該事業の名称や概要、交付額を市HPで公表します。